平成２６年（フ）第１８３号
仙台市青葉区川平５丁目７番１号　パルメゾン川平302、従前の住所仙台市青葉区宮町２丁目１番64号　エムズコーポ206
債務者　後藤　寛二
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
秋田県男鹿市脇本脇本字脇本17番地
債務者　大関　　学
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山紗代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７５号
秋田市上新城五十丁字大村屋敷191番地
債務者　山田　誠一
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木俊幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３００号
滋賀県湖南市菩提寺東４丁目４番36号
債務者　長谷川正勝
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　肱岡　勇夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０９号
大津市野郷原１丁目14番１号
債務者　針田　嘉英
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山極　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１７４号
大阪市鶴見区横堤２丁目18番４号
債務者　美浪　　修
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越田　英理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２２７号
大阪市旭区赤川４丁目１番12号　赤川マンション305号室
債務者　松岡　紀子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１３号
和歌山県紀の川市粉河2513番地　特別養護老人ホーム白水園、住民票上の住所和歌山県岩出市西国分104番地の５
債務者　西本　幸子
法定代理人保佐人　弁護士　畑　　純一
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井　智也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４１０号
岡山市北区天瀬４番18号、旧住所岡山市北区京橋町６番６号302
債務者　西川　久子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　洋明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２６号
岡山市北区吉備津997番地１
債務者　千田　正美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４０号
愛媛県松山市居相５丁目３番24号
債務者　門田　輝明
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２５１号
新潟市江南区諏訪１―４―14　母子生活支援施設さつき荘、住民票上の住所新潟県五泉市石曽根8070番地275
債務者　廣瀬さとみ
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６号
秋田県湯沢市山田字中屋敷84番地１
債務者　泉　　勇
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１２１号
島根県安来市安来町1293番地
債務者　八木まゆみ
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０１号
函館市松陰町28番６号
債務者　木沢　元二
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３０６号
函館市戸倉町33番10―103号
債務者　常谷　憲司
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９１号
岐阜県大垣市桧町字笠毛517―１　サン・フィット203、住民票上の住所岐阜県大垣市大井２丁目38番地２　ラポールおおいＢ棟103号室
債務者　桐山　太一
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係